



茨城県報

第1039号

平成11年3月4日

木曜日

目 次

告 示

ページ

- 字の区域の変更(地方課) 1
- 悪臭物質の排出を規制する地域及び悪臭物質の規制基準(環境対策課)18
- 青少年に有害な興行の指定(女性青少年課)20
- 救急医療協力病院及び診療所の指定取消し(医療整備課)20
- 被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課)21
- 保安林の指定施業要件の変更(林業政課)22
- 土地改良法による事業の認定(2件)(用地課)23
- 道路の区域の変更(3件)(道路維持課)24
- 道路の供用の開始(2件)(道路維持課)24
- 廃川敷地等の発生(河川課)25
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)25
- 事業計画の変更の認可(2件)(公園街路課)26
- 土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)27
- 土地改良区役員の退任(土地改良事務所)29
- 土地改良事業の認可(土地改良事務所)29

(公安委員会)

- 緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消し30

公 告

- 平成11年度技能検定(全期3級,基礎1級及び基礎2級)実施公示(職業能力開発課)30
- 平成11年度前期技能検定実施公示(職業能力開発課)36
- 開発行為の工事完了(5件)(建築指導課)42
- 道路の位置の指定(建築指導課)43

告 示

茨城県告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により麻生町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

大字白浜字大須に変更する区域

大字白浜字須賀中 361の2の一部、362の6の一部

大字白浜字沓形に変更する区域

大字白浜字愛宕下 480の一部、481から483まで、484の1、485の1、825の一部、827から829までの各一部、
831の一部、832の一部、834の一部、835、836、837の一部、838

同 字大須 541の一部、542の一部、544

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字白浜字長町に変更する区域

大字白浜字沓形 556の一部、558の一部、559、560、560の1

同 字愛宕下 823の1、824、825から829までの各一部、831の一部

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字白浜字於山下に変更する区域

大字白浜字長町 565の一部、566の一部、799から805まで、807から809まで、810の一部、811の一部、812
の一部

同 字長丁 806

同 字六反田 586から591まで、592の一部、593の一部、593の1、593の2、609の1、755の一部、755
の1の一部、756、756の1の一部、759、759の1、760、760の1、761、761の1、762、
762の1

同 字定田 763から772まで

及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部

大字白浜字峰ノ下に変更する区域

大字白浜字六反田 592の一部、593の一部、755の一部、755の1の一部、756の1の一部

同 字横田 594から597まで、748から750まで、754

同 字尻無田 745、747、748の1、751から753まで

及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部

大字白浜字池下に変更する区域

大字白浜字峰ノ下 618の一部、619の一部、718の1、718の3、720の一部

同 字須賀下 629、630、633の一部、634の1の一部、634の2の一部、659の4、702の1の一部、703の
1、703の2の一部、704

同 字苅場 1033の1から1033の12まで、1033の13の一部

同 字堀込 1182の1の一部、1200の一部、1203、1205、1206、1213、1220の一部、1221の一部

同 字池端 1222の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字白浜字須賀下に変更する区域

大字白浜字野添 675から677までの各一部、679から681までの各一部

同 字スカノ下 690、691、693、700

大字白浜字横田 698, 699

同 字池下 1049の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字白浜字野添に変更する区域

大字白浜字須賀下 656の2の一部, 657の一部, 658の2の一部, 659の2, 682の一部

同 字柏崎 660の2, 661, 662, 662の2, 663の2, 664の1, 666の1

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

並びに大字白浜字柏崎1104から1136に隣接する道路である国有地の全部

大字白浜字愛宕下に変更する区域

大字白浜字清水タリ 842, 843

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

大字白浜字横田に変更する区域

大字白浜字清水タリ 844の一部, 844の1の一部

同 字於山下 847, 848, 912, 912の3

同 字椎木 854の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

並びに大字白浜字愛宕山1554の1に隣接する水路である国有地の一部

大字白浜字椎木に変更する区域

大字白浜字清水タリ 844の一部, 844の1の一部,

同 字横田 845の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

並びに大字白浜字愛宕山1554の1に隣接する水路である国有地の一部

大字白浜字大芝に変更する区域

大字白浜字於山下 921

大字白浜字苜場に変更する区域

大字白浜字池端 1008, 1009, 1012, 1020の1, 1020の2, 1027の一部, 1222の一部, 1224, 1232の1,
1233の1, 1233の2, 1236の1, 1236の2, 1237の一部

同 字大峰 1023の60

同 字池下 1034の一部

同 字験岳 1333の92

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字白浜字中木戸に変更する区域

大字白浜字池端 1027の一部, 1029の2, 1032, 1237の一部, 1239, 1239の1, 1242, 1243, 1246, 1247

同 字苜場 1033の81の一部, 1033の83の一部, 1033の84から1033の90まで

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の全部

大字白浜字駒込に変更する区域

大字白浜字中木戸 1258の一部, 1292の一部, 1293の一部, 1294の1の一部, 1294の2

同 字南新林 1338の70

同 字谷ツ代 1260の36

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字白浜字竹ノ入に変更する区域

大字白浜字坊ノ池 1523

大字宇崎字竜神に変更する区域

大字宇崎字高芦 44の3, 45の一部, 46の一部, 48の3の一部

同 字ハノコ 289の一部

同 字大道下 523の一部, 529の一部, 535の一部, 537の一部, 543の一部, 550の一部, 552の一部, 613の一部, 616の一部

同 字大木森 639の一部, 643の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字堂先に変更する区域

大字宇崎字高芦 68から70までの各一部

同 字下夕田 100の一部, 100の1, 101の一部, 101の1の一部

同 字堂崎 1549, 1551の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字御堂内に変更する区域

大字宇崎字高芦 68から70までの各一部

同 字堂先 71から74までの各一部, 78の一部, 82の一部, 85の一部, 87の一部

同 字菜飯 213の一部, 217の2, 218の一部

同 字ハノコ 238, 239の一部, 240の一部, 241, 242の一部

同 字谷中 723の一部, 735の一部, 737の一部, 740の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字菜飯に変更する区域

大字宇崎字堂先 87の一部, 91の一部

大字宇崎字下夕田に変更する区域

大字宇崎字堂先 91の一部, 92の一部

同 字須保井 125, 127

同 字菜飯 194, 195, 196の1, 196の2, 197, 198, 199の一部, 200の一部, 202の一部, 204の一部, 205の一部

同 字堂崎 1551の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字和田前に変更する区域

大字宇崎字須保井 135の3の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

並びに大字宇崎字駒形1306から1308の1に隣接する道路である国有地の一部

大字宇崎字須保井に変更する区域

大字宇崎字和田前 163の一部, 164の一部

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

並びに大字宇崎字駒形1306に隣接する道路である国有地の一部

大字宇崎字谷中に変更する区域

大字宇崎字菜飯 204の一部, 205の一部, 212の一部, 213の一部, 218の一部, 768から771まで, 773

大字宇崎字御堂内 220の一部, 221の一部, 226の一部
 同 字堂下 832から834まで, 836から842まで, 846の 1, 846の 2, 847, 849, 850から852までの各一部, 854, 855の一部, 856, 857の一部, 860の一部, 863の一部, 866, 867の一部, 871の一部, 879の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字堂下に変更する区域

大字宇崎字御堂内 226の一部, 228の一部
 同 字ハノコ 242の一部
 同 字玉ノ井 683, 685の一部, 686, 701の 2 の一部, 702の一部, 712から714までの各一部, 715, 716から718までの各一部
 同 字谷中 719の一部, 721, 722, 723の一部, 726, 729の一部, 732の一部, 733, 735の一部, 737の一部, 738の一部, 739の一部, 740の 1 の一部, 740の 2 の一部, 741の 1 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字高芦に変更する区域

大字宇崎字ハノコ 239の一部, 240の一部, 247の一部, 248の一部, 249, 250の一部, 252の 1 の一部, 252の 2 の一部, 255から257まで, 258の一部, 259の一部, 260の一部, 261の 1 の一部, 261の 2 の一部, 263の一部, 267の 1 の一部, 267の 2 の一部, 269の一部, 270から272まで, 273の 1 の一部, 273の 2 の一部, 274の一部, 275, 277の一部, 278の一部, 281, 282の一部, 283, 285の一部, 286, 288の一部, 289の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字宇崎字玉ノ井に変更する区域

大字宇崎字ハノコ 240の一部, 242の一部, 243から245まで, 247の一部, 248の一部, 250の一部, 251, 252の 1 の一部, 252の 2 の一部, 258の一部, 259の一部, 260の一部, 261の 1 の一部, 261の 2 の一部, 263の一部, 266, 267の 1 の一部, 267の 2 の一部, 268の一部, 269の一部
 同 字大木森 660の一部, 667の一部, 673の一部, 675の一部
 同 字谷中 719の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字宇崎字堂下883に隣接する道路である国有地の一部

大字宇崎字大木森に変更する区域

大字宇崎字ハノコ 267の 1 の一部, 268の一部, 269の一部, 273の 1 の一部, 273の 2 の一部, 274の一部, 277の一部, 278の一部, 282の一部, 285の一部, 288の一部, 289の一部

及びこれらの区域に隣接介在する, 水路である国有地の全部

大字宇崎字大道下に変更する区域

大字宇崎字竜神 348の一部, 350の一部, 354の一部, 358から360までの各一部, 362から364までの各一部, 366の一部, 387の一部, 390の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字宇崎字竜神330から字荒野626に隣接する道路である国有地の一部

大字宇崎字宿下に変更する区域

大字宇崎字宿 440の 2, 434の 2

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

大字宇崎字太田に変更する区域

大字宇崎字儘田 949の1, 949の2, 961から969まで, 971

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字宇崎字宇入1192に隣接する道路である国有地の一部

大字宇崎字方振に変更する区域

大字宇崎字太田 1042の5, 1042の6

同 字金津 1160から1162まで

同 字宇入 1164の1, 1164の2, 1165から1169まで, 1174から1176まで, 1181, 1182, 1184, 1185,
1187, 1188の2, 1192

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の一部

大字宇崎字池下に変更する区域

大字宇崎字駒形 1318, 1319の一部

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

大字宇崎字駒形に変更する区域

大字宇崎字池下 1287の1の一部

大字根小屋字分田 3の2, 5の2

同 字辺田前登り 35, 37の1, 37の2, 38の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字弁才天に変更する区域

大字根小屋字辺田前 41の1, 41の3, 55, 56の2から56の4まで, 61, 62の1, 62の2, 63の1

同 字池向 57の一部, 58の一部

同 字弁才天森下 74の1, 75の4, 75の5, 75の6

大字岡字弁才天 83の1の一部, 88の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字岡字池田に変更する区域

大字岡字腰巻 70の1, 70の2, 71の1, 71の2, 72

同 字横田 73

同 字松崎 93, 94の1, 94の2

同 字弁才天 83の1の一部, 88の一部

大字根小屋字池向 57の一部, 58の一部

同 字弁才天 60の1の一部, 64の2の一部, 66の一部, 67の一部, 69の一部, 70

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字矢幡字榎田に変更する区域

大字矢幡字高田 2の一部, 3の2の一部, 3の7の一部, 4の一部, 5, 6の1, 6の2, 7の一部, 8
の一部, 311の一部, 313の一部, 315の一部, 320, 321の一部, 322の一部

同 字蓮池 308の2の一部

同 字ピワタ 309の一部, 310の一部, 316の1, 527の1の一部

同 字沖ノ房 368の4, 485の3

大字根小屋字埜田 191の一部

同 字新堤埜田 192の一部, 192の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字高田に変更する区域

大字矢幡字上舟津	26, 27の一部, 28の一部, 29
同 字上舟所	267の一部
同 字蓮池	282の一部, 283の一部, 285の一部, 291の一部, 295の一部, 298の一部, 299の一部, 300, 308の2の一部
同 字榎田	343の一部, 344, 346の2, 346の3, 349の一部, 351の一部, 352, 353の一部, 354, 355の一部, 356の一部, 358の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字上舟戸に変更する区域

大字矢幡字上舟津	27の一部, 31の1の一部, 36の1から36の3までの各一部, 44の一部, 64の一部, 68, 69の一部, 263から266までの各一部
同 字上舟所	262の一部, 267の一部
同 字蓮池	282の一部, 299の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字矢幡字塚下に変更する区域

大字矢幡字上舟津	69の一部, 82の一部, 88の2の一部, 88の3の一部, 94の2の一部
同 字乙堀	160の一部
同 字長町	173の一部, 179, 180の1, 182の1, 182の2, 183の1の一部, 184の一部, 186, 189の4, 196, 197, 198の1, 198の2, 199から201まで, 205
同 字小木戸	206
同 字京田	216, 217の1の一部, 217の2, 218の一部, 219の一部
同 字上舟戸	225の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字矢幡字長町に変更する区域

大字矢幡字上舟津	97の一部, 97の1の一部, 98の一部, 98の2の一部, 106
同 字乙堀	160の一部, 161の2, 161の3, 167, 169, 170の1から170の3まで, 171の1から171の3まで
同 字塚下	176の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字京田に変更する区域

大字矢幡字上舟戸	223, 224, 225の1の一部, 226の一部, 227の一部, 229から231までの各一部
同 字弁才天	244の一部, 247の一部, 250の一部
同 字横須賀	566の一部, 578の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字上舟津に変更する区域

大字矢幡字上舟戸	227の一部, 229から231までの各一部, 235の一部, 236の一部, 240の一部
----------	--

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字矢幡字弁才天に変更する区域

大字矢幡字上舟戸	231の一部, 237の一部, 238の一部, 241の一部
----------	--------------------------------

大字矢幡字上舟所 258, 259の一部, 261の一部, 262の一部, 272の1の一部, 274の一部

同 字横須賀 565, 566の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部

大字矢幡字上舟所に変更する区域

大字矢幡字上舟津 264から266までの各一部

同 字蓮池 281の一部, 282の一部, 284の一部

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

大字矢幡字蓮池に変更する区域

大字矢幡字ビワ田 309の一部, 310の一部, 527の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字矢幡字高田311, 313に隣接する道路である国有地の一部

大字矢幡字谷に変更する区域

大字矢幡字ウツキ崎 437の一部, 443から448までの各一部, 450の一部, 451の一部

同 字沖ノ下 454から457までの各一部, 459の一部, 462の一部, 463の一部, 465の一部, 467の一部,
469の一部, 471の一部

同 字沖ノ房 474の2, 474の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字太田下に変更する区域

大字矢幡字ウツキ崎 451の一部, 452の一部, 772の一部, 773の一部

同 字沖ノ下 454から457までの各一部, 459の一部, 460, 461, 462の一部, 463の一部, 465の一部, 468
の一部

同 字樋下 752から754までの各一部, 757の一部

同 字太田 794の一部, 846

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字樋下に変更する区域

大字矢幡字沖ノ下 465の一部, 467から469までの各一部, 471の一部

同 字田中 518の3

同 字太田下 761の一部, 762の一部

同 字樋ノ下 744の1, 745, 746の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字矢幡字田中499, 506の2に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字ウツキ崎に変更する区域

大字矢幡字太田 786, 787の2, 791, 792の2, 792の3, 794の一部

大字石神字太田橋 17の一部

同 字寺峯 18の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字町池に変更する区域

大字矢幡字榎田 325の5

同 字田中 524の2

同 字町田 968の一部, 970の一部, 972の一部, 974の一部, 976から978まで, 979の1, 980の1, 981,

982

大字矢幡字ナカラミ 1066

同 字根崎 1107の1の一部, 1108の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字矢幡字儘田1035から1084までに隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字町田に変更する区域

大字矢幡字鎌田 928の1, 929の一部, 931の1

同 字根崎 1106の一部, 1107の1の一部, 1108の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字木戸入に変更する区域

大字矢幡字鎌田 929の一部

同 字町田 955から957までの各一部

同 字根崎 1110の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字矢幡字根崎1110の1に隣接する道路である国有地の一部

大字矢幡字根崎に変更する区域

大字矢幡字町田 955から957までの各一部

同 字木戸入 1118の一部

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の一部

並びに大字矢幡字儘田1084から1092までに隣接する道路である国有地の一部

大字矢幡字草モチに変更する区域

大字矢幡字木戸入 1118の一部, 1121から1124まで

同 字天神続 1129の1, 1129の5

同 字草餅 1244の6から1244の9まで, 1252の1, 1252の2の一部, 1252の3の一部

同 字西谷津 1258の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

大字矢幡字西谷津に変更する区域

大字矢幡字草餅 1252の2の一部, 1252の3の一部

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部

大字矢幡字ミサゴに変更する区域

大字矢幡字睨 665の1, 668の1, 670, 674

大字矢幡字三反町に変更する区域

大字矢幡字後明 698の1の一部, 700の一部, 703の一部, 704の一部, 706の一部, 708の一部, 710の一部,

711の一部

同 字千松 1219の一部

同 字猿田 1300の4, 1300の5

同 字鬼ハサマ 1305

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

大字矢幡字千松に変更する区域

大字矢幡字三反町 1215の一部, 1216の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

大字矢幡字中溝に変更する区域

大字矢幡字筈崎 630の3, 631の一部, 641の1, 642, 643の1, 644の1, 644の2, 645から647までの各一部, 651の一部, 659の一部, 1469の一部

同 字乙堀 632

同 字ミサゴ 663の3の一部

同 字平下 1420から1422までの各一部

同 字佐水 1548の3

同 字坂畑 1602の2, 1605の1, 1605の2, 1606の1, 1606の2, 1608

大字大賀字谷 820の2, 822の2, 831の2, 832の2, 833の2, 834の2, 835の3, 838の2, 843の3, 843の4, 844の2, 845の2, 845の3

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字筈崎に変更する区域

大字矢幡字ミサゴ 663の3の一部

同 字平下 1427の一部, 1429の一部, 1430の一部, 1432の一部, 1446の一部, 1447から1449まで, 1450の一部

同 字中溝 1433から1438まで, 1440の一部, 1470, 1470の1, 1479から1481まで, 1482の一部, 1483の一部, 1487から1489までの各一部, 1495, 1496の一部, 1497の1の一部, 1500の一部, 1501, 1502の1の一部, 1503の一部

同 字炭焼 1453の一部, 1455の1の一部, 1455の2, 1458の一部, 1459の一部, 1464の1, 1473, 1475, 1476, 1490, 1492から1494まで

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字矢幡字平下に変更する区域

大字矢幡字佐水 1418の1から1418の5までの各一部

同 字中溝 1440の一部, 1440の1, 1441, 1442, 1502の1の一部, 1503から1505までの各一部

同 字筈崎 1461の一部, 1462の一部, 1463の4の一部

同 字炭焼 1453の一部, 1455の1の一部, 1457, 1458の一部, 1459の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

並びに大字矢幡字ミサゴ1331の3から大字矢幡字平1351の2までに隣接する水路である国有地の全部

大字矢幡字佐水に変更する区域

大字矢幡字平 1413, 1413の1, 1414

同 字佐水谷 1415

同 字平下 1425の一部, 1426の一部, 1428の一部, 1429の一部

同 字屋敷添 1551の4

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字根小屋字埜地東に変更する区域

大字根小屋字分田 2の一部, 4の一部, 6の一部, 8の一部, 10の一部, 12の一部, 15の一部, 16の一部, 19の一部, 20, 21の1の一部, 22, 23の1の一部, 24, 26の一部, 28の一部, 30の一部, 31の3の一部

同 字中城 112の3の一部, 112の4の一部, 112の6の一部

大字根小屋字中城前 157の一部, 159の一部, 166の1の一部

大字矢幡字高田 3の1の一部, 3の2の一部, 3の5の一部, 3の7の一部, 3の8の一部

大字宇崎字和田前 145の3の一部, 150の一部, 151の1, 151の2の一部, 152, 153, 155の1の一部, 156の一部, 157の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字寺前下に変更する区域

大字根小屋字分田 15の一部, 19の一部, 21の1の一部, 23の1の一部, 25の1, 26の一部, 27の1, 28の一部, 29の1, 30の一部, 31の1, 31の3の一部, 32の1, 33の1, 34の1

同 字寺前下田 109の1の一部

同 字寺前下田埜キシ111の一部

同 字中城 112の3, 112の4の一部, 112の6の一部, 112の7の一部

同 字埜地東 129の一部, 131の1の一部, 131の2の一部, 136の一部, 138の一部, 141の一部, 142, 143の一部

同 字中城前 159の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字分田に変更する区域

大字根小屋字辺田前登り 37の3

大字宇崎字和田前 145の3の一部, 147の1, 148の1, 148の2, 149, 150の一部, 151の2の一部, 155の1の一部, 155の2, 156の一部, 157の一部, 158から160まで, 162の1

同 字駒形 1339の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字中城前に変更する区域

大字根小屋字寺前下田 109の1の一部

同 字寺前下田埜キシ111の一部

同 字中城 112の4の一部, 112の6の一部, 112の7の一部

同 字新堤 181の4, 181の6, 181の7

同 字中条前野田 185の3, 185の4, 186から188まで

同 字埜田 190, 191の一部

同 字新堤埜田 192の一部, 192の1の一部

大字矢幡字高田 2の一部, 3の1の一部, 3の5の一部, 3の7の一部, 3の8の一部, 4の一部

及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

大字根小屋字宿下に変更する区域

大字根小屋字石橋埜田 193の1, 193の8, 194の1, 194の5

同 字出口 373の一部

同 字桜下 202の1

大字矢幡字谷 372の一部, 374の一部, 375の1, 376の1, 376の3の一部, 377の1, 377の2の一部, 378, 384の1, 384の2の一部, 385, 386の一部, 387, 388の一部, 389の1の一部, 389の2の一部, 390の1, 390の2, 391の1, 391の2, 392, 393の一部, 394の一部, 395の1の一部, 398の一部, 399, 400の一部, 405の一部, 406の1の一部, 406の2の一部, 436の1の一部

及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部

大字根小屋字出口に変更する区域

同 字宿下	212の一部
同 字根本居下	395の5
同 字サイカチ田	396, 405の一部
同 字田崎	400の2
同 字谷ッ下町	402の一部
同 字根本前サイカチ田堀口406の2の一部	

大字矢幡字谷 405の一部, 406の1の一部, 406の2の一部, 412の1の一部, 412の2の一部, 414の1の一部, 414の2の一部, 436の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字根小屋字天王後213の1に隣接する道路である国有地の全部

大字根小屋字谷に変更する区域

大字根小屋字天王後	371の1, 371の2
同 字出口	398の一部, 399, 403の一部, 404の一部
同 字田崎	400の3
同 字谷ッ下町	402の一部
同 字サイカチ田	405の一部
同 字根本前サイカチ田堀口406の2の一部	
同 字長井戸	416, 417の1
同 字谷ッ	418, 419

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

大字根小屋字根本前に変更する区域

大字根小屋字出口	378の一部, 380の一部, 382, 383, 393の1の一部
大字矢幡字谷	412の1の一部, 414の1の一部, 414の2の一部, 416の1, 416の2の一部, 418の1, 418の2の一部, 423の1, 423の2の一部, 424の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字誕生子に変更する区域

大字根小屋字根本前	389の一部, 390の一部, 391, 392の1の一部
同 字根本下	680の1, 681, 682の1, 683
大字矢幡字谷	424の一部, 427の一部, 428の一部, 429の1の一部, 429の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字長町に変更する区域

大字根小屋字誕生子	690の一部, 691の一部, 692, 693, 694の1, 695
同 字長門	696の1
大字矢幡字谷	429の1の一部, 430の一部, 431の一部, 432の一部, 433の1の一部, 433の2の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

大字根小屋字横田に変更する区域

大字根小屋字長町	704の1の一部, 705の一部
同 字細町	706, 707

大字根小屋字扇町 708, 709

同 字堤添 718の1, 719

同 字二反町 720の一部, 721, 722の1の一部, 723の一部

大字矢幡字谷 433の1の一部, 433の2の一部

大字石神字太田橋 1の一部, 2の一部, 3の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字二反田に変更する区域

大字根小屋字横田 710の1の一部, 713の一部, 714の1, 714の2, 715の一部, 716, 717の一部

同 字二反町 720の一部, 722の1の一部, 722の2, 723の一部, 724の1, 725, 726, 727の1, 728

同 字長貫 729の1, 730, 731, 732の1の一部, 733の一部, 735の一部, 737の一部, 739の一部, 743
の一部, 747の一部, 749の一部

大字石神字太田橋 3の一部, 4の一部, 5の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字長貫に変更する区域

大字根小屋字横田 715の一部

同 字塚越 752から754まで, 756, 757, 758の1, 760の1の一部

大字石神字太田橋 5の一部

同 字沖田 49の1の一部, 50の一部, 51の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字塚越に変更する区域

大字根小屋字石神橋 762の1, 763の1, 764の1, 765の1の一部

大字石神字沖田 51の一部, 52の一部, 55, 56

同 字細川 54の一部, 57の一部

同 字長抜 58の1の一部, 1015の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字根小屋字不動谷に変更する区域

大字根小屋字不動谷東 921の115

大字根小屋字根崎に変更する区域

大字根小屋字石神橋 765の1の一部

同 字渡り田 852の一部

大字石神字寺下 1019の1の一部, 1020の一部, 1021の一部

同 字川端 1024の一部, 1025の一部, 1027の一部

同 字関戸 1028の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字根小屋字根崎廻目959の2に隣接する道路である国有地の全部

大字根小屋字中谷に変更する区域

大字根小屋字根崎 772の1の一部, 772の2の一部, 775の一部, 776の一部, 777の一部

同 字渡り田 852の一部, 853

同 字入 860

同 字鶴入 861, 862の1, 862の2

大字根小屋字中谷瓢田 869

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字根小屋字キブチ田に変更する区域

大字根小屋字根崎 777の一部

同 字トカクホ 782の一部, 783の一部

大字石神字関戸 1028の一部

同 字結木 1298の一部, 1299の一部, 1303の一部, 1304の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字根小屋字辰ノ口828の1と大字根小屋字小堤坂823, 824に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字根小屋字トカクホに変更する区域

大字根小屋字引取 786の一部

大字石神字結木 1303の一部, 1304の1の一部, 1305の一部, 1307の一部, 1311の一部, 1312の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字根小屋字引取818と大字根小屋字小堤坂823に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字根小屋字引取に変更する区域

大字石神字結木 1312の一部, 1316の一部, 1318の一部

同 字引島 1319の一部, 1321の1の一部

大字石神字寺峰に変更する区域

大字石神字太田橋 1の一部, 2の一部, 3の一部, 9の2の一部, 12, 13, 15, 16, 17の一部

同 字沖兼 20の一部, 21の一部, 37の一部

同 字塔ノ崎川向 33の一部

大字矢幡字谷 433の1の一部, 434の一部

同 字ウツキ崎 437の一部, 438の一部

同 字寺峰 806の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字石神字太田橋に変更する区域

大字石神字沖兼 20の一部, 21の一部, 36, 37の一部

同 字寺峰 23の一部, 25から27までの各一部

同 字塔ノ崎川向 33の一部

同 字賀田 34の一部, 35, 90の一部

同 字沖田 38, 40の1の一部, 40の2, 41の1の一部, 42の一部, 43の一部, 44の1の一部

同 字塔ノ崎 91の一部

同 字角六反 194の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字石神字コハタに変更する区域

大字石神字寺峰 28の一部, 30

同 字塔ノ崎川向 31から33までの各一部

同 字茱萸抜 112の1の一部, 112の2の一部, 117の1から117の3まで

同 字中峰川向 113の一部, 115の一部, 116の一部, 118の一部, 119の一部, 122から124までの各一部,
128から130までの各一部

大字石神字クミノ木 121, 125, 126

同 字兵中 140の4

大字矢幡字寺峰 824の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

並びに大字石神字兵中140の1から141までに隣接する道路である国有地の全部

大字石神字中峰に変更する区域

大字石神字塔ノ崎川向 31から33までの各一部

同 字聳田 34の一部, 90の一部

同 字塔ノ崎 91の一部, 92, 93

同 字中峰川向 113から116までの各一部, 118の一部, 119の一部, 122から124までの各一部, 128から130までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字石神字中坪に変更する区域

大字石神字角田 110の一部

同 字中峰川向 111の一部, 113の一部

同 字茱萸抜 112の1の一部, 112の2の一部

同 字兵中 147の2

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

並びに大字石神字兵中141, 164, 大字石神字外荒久388に隣接する道路である国有地の全部

大字石神字三反町に変更する区域

大字石神字中峰 107の一部, 108

同 字赤城 109

同 字角田 110の一部

同 字中峰川向 111の一部, 113の一部, 114の一部

同 字中坪 149の一部, 165の一部

同 字篠坂 364の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字石神字篠坂に変更する区域

大字石神字三反町 166の一部

同 字溝添 367の一部, 368の一部

同 字外荒久 369の一部

同 字沓ノ入 426の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

並びに大字石神字赤城359から363までに隣接する道路である国有地の全部

大字石神字外荒久に変更する区域

大字石神字溝添 367の一部, 368の一部

及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部

大字石神字沖田に変更する区域

大字石神字太田橋 5の一部

同 字細川 54の一部, 72の一部, 73の一部, 74, 75, 76の一部, 204の1の一部

大字石神字中峰	178の4
同 字角六反	193の一部, 194の1の一部
同 字六反	195の1の一部, 198の1の一部, 199の1の一部, 200の一部, 201の一部, 202の1, 203の1の一部
同 字塩カラ	205の1の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字石神字打手293の1に隣接する道路である国有地の全部

大字石神字武蔵田に変更する区域

大字石神字角六反	193の一部, 194の1の一部
同 字六反	195の1の一部, 196, 197, 198の1の一部, 199の1の一部, 200の一部, 201の一部

及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

並びに大字石神字打手293の1に隣接する道路である国有地の全部

大字石神字細川に変更する区域

大字石神字長抜	58の1の一部, 59の1, 1014の1の一部, 1015の1の一部
同 字勘定田	61の1の一部, 68の一部, 69の一部
同 字六反	203の1の一部
同 字塩カラ	205の1の一部, 206の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字石神字前谷に変更する区域

大字石神字勘定田	61の1の一部, 63の1, 64の1, 66, 67, 68の一部, 69の一部
同 字塩カラ	205の1の一部, 206の一部, 207の1, 207の2
同 字向ノ門	209の2, 209の3
同 字田中	214, 222
同 字釜井戸	215の1, 216から221まで, 223から225まで, 226の1, 891の1, 899の1
同 字向ノ内	289
同 字打手	293の8
同 字竹ノ下	832から834まで, 839, 840, 842, 843, 804の2, 809の2, 809の3

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

大字石神字中沢に変更する区域

大字石神前谷	248の一部
--------	--------

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部

並びに大字石神字竹ノ下804に隣接する道路である国有地の全部

大字石神字寺下に変更する区域

大字石神字堀	901の1, 911
同 字大窪下	997の一部, 998の一部
同 字長抜	1014の1の一部, 1015の1の一部
同 字川端	996の一部, 1023の一部, 1024の一部
同 字大久保	910の2, 910の3, 913の2

大字根小屋字石神橋

同 字根崎	765の1の一部
	766の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

並びに大字石神字大久保902の1から913の1までに隣接する水路である国有地の全部

大字石神字松住下に変更する区域

大字石神字大窪下	991, 992の2, 994, 997の一部, 998の一部
同 字川端	995, 996の一部, 1023から1025までの各一部, 1026, 1027の一部
同 字寺下	1000の一部, 1001の一部
同 字関戸	1028の一部
同 字頃内	1029から1031までの各一部, 1034の一部, 1035の一部, 1040の一部, 1041の一部
大字根小屋字根崎	775の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

並びに大字石神字大久保930から936の2までに隣接する道路である国有地の一部

大字石神字水上に変更する区域

大字石神字松住下	974の一部, 975の一部
同 字頃内	1042の一部, 1047の一部
同 字小山	1074の一部
同 字内野	1083の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

並びに大字石神字大久保936の2から970の1までに隣接する道路である国有地の一部

大字石神字頃内に変更する区域

大字石神字栗山	1063の一部, 1067の一部
同 字栗山池下	1066の一部
同 字源八	1237の6, 1237の7, 1238の2
同 字高町	1260の4
同 字結木	1298の一部

大字根小屋字キブチ田 779の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字石神字小山に変更する区域

大字石神字頃内	1052の3の一部, 1054の一部, 1056の一部
同 字栗山	1067の一部, 1068
同 字成狭間	1213の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

大字石神字栗山に変更する区域

大字石神字栗山池下	1066の一部
同 字鱈沢	1475の1から1475の3まで, 1476, 1477の1, 1477の2, 1483の4, 1483の5, 1485の一部
同 字栗山台	1538, 1540

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

並びに大字石神字栗山台1505の1に隣接する道路、水路である国有地の全部

大字石神字鱈沢に変更する区域

大字石神字水喰	1616の一部
---------	---------

大字石神字山ノ神 708の5から708の7まで
 同 字稲古山 1484の3から1484の5まで, 1499の1
 同 字原 633の3, 638の7, 638の8, 639の3

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の全部
 並びに大字石神字栗山台1609の1に隣接する水路である国有地の全部

大字石神字大谷に変更する区域

大字石神字栗山 1219の3, 1220
 同 字頃内台 1420の3, 1421の2, 1423の3
 同 字丹後谷 1450の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

大字石神字丹後谷に変更する区域

大字石神字丹後山 1435の3から1435の7まで

大字石神字結木に変更する区域

大字石神字頃内 1029の一部, 1030の一部
 同 字引島 1319の一部, 1321の1の一部
 同 字後谷 1358の2の一部, 1358の3の一部

及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である国有地の一部

大字石神字水喰に変更する区域

大字石神字栗山台1609の1から1641の4までに隣接する水路である国有地の一部

大字石神字成狭間に変更する区域

大字石神字ヲモイ 1160の2

大字石神字沓ノ入に変更する区域

大字石神字兵中台 417の9
 同 字新田 505の11, 505の12

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部



茨城県告示第217号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく工場その他の事業場(以下「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。以下同じ。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び法第4条の規定に基づく規制基準を次のとおり定め,平成11年4月1日から施行する。

なお,関係図面は,茨城県生活環境部環境対策課において縦覧に供するほか,それぞれの町に係る図面については,石下町及び守谷町においてそれぞれ縦覧に供する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 規制地域の範囲

(1) 石下町のうち次の表に掲げる地域

地域の区分	規 制 地 域
B 区 域	石下町全域とする。

(2) 守谷町のうち次の表に掲げる地域

地域の区分	規制地域
A 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第 7 条第 1 項の規定により市街化区域として定められた地域
B 区域	都市計画法第 7 条第 1 項の規定により市街化調整区域として定められた地域

2 規制基準

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域の区分	A 区域	B 区域
特定悪臭物質		
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソパレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

備 考

この表においてA区域及びB区域とは、1の表で区分した地域をいい、関係図面上においては、赤及び青の実線で区分した地域をいう。

(2) 法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規則基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第 3 条に定める方法により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

(3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条第 1 項に定める方法により算出した特定悪臭物質(アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの排出水中の濃度とする。

茨城県告示第218号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第 8 条 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 社 名
1 3 9 4	映画	素人ONANIE告白	大 蔵 映 画
1 3 9 5	映画	義母の寝室 寝乱れ襦袢	新 日 本 映 像
1 3 9 6	映画	僕らのラブソディ	オ ー ピ ー 映 画
1 3 9 7	映画	フェチな女たち 恥ずかしい下着	大 蔵 映 画
1 3 9 8	映画	新妻不倫 背中を感じる指先	大 蔵 映 画
1 3 9 9	映画	未亡人寮母 くわえてあげる!	新 日 本 映 像
1 4 0 0	映画	新・団地妻 不倫は蜜の味	新 東 宝 映 画
1 4 0 1	映画	人妻秘書 熟れ頃下半身	新 日 本 映 像
1 4 0 2	映画	新日本映像ニュース〈人妻秘書 熟れ頃下半身〉	新 日 本 映 像
1 4 0 3	映画	新任美術教師 恥ずかしい授業	新 日 本 映 像
1 4 0 4	映画	新日本映像ニュース〈新任美術教師 恥ずかしい授業〉	新 日 本 映 像
1 4 0 5	映画	女ピアノ教師 ゆび誘い乱されて	大 蔵 映 画
1 4 0 6	映画	和風コンパニオン 絶頂露天風呂	新 日 本 映 像
1 4 0 7	映画	新日本映像ニュース〈未亡人寮母 くわえてあげる!〉	新 日 本 映 像
1 4 0 8	映画	新日本映像ニュース〈和風コンパニオン 絶頂露天風呂〉	新 日 本 映 像
1 4 0 9	映画	痴漢電車 開いて濡らす	大 蔵 映 画
1 4 1 0	映画	新人OL 部長のいたずら	大 蔵 映 画
1 4 1 1	映画	女優琴美 くわえてアゲル	大 蔵 映 画

茨城県告示第219号

次の救急医療協力医療機関については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号)第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申出の撤回があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定により告示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
上 甲 医 院	水戸市本町3-1-8
戸 頭 病 院	取手市戸頭4-7-26
上 野 医 院	結城市大字結城1085-1

茨城県告示第220号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	住 所	指定年月日
井上医院	水戸市西原2-17-32	平成11年2月6日
アルファーム薬局友部店	西茨城郡友部町八雲2-1058-208	平成11年1月27日
北茨城中央クリニック	北茨城市磯原町豊田字鳥井戸420, 421, 422	平成11年1月12日
りふる薬局	鹿島郡銚田町新銚田西2-2-8	平成11年1月12日
上柏田クリニック	牛久市上柏田1-16-12	平成11年2月17日
有限会社 新村薬局	取手市戸頭4-3-5	平成11年2月1日
山崎歯科クリニック	稲敷郡阿見町曙216-2	平成10年12月22日
滝田整形外科	石岡市府中2-2-12	平成11年2月8日
中央大祢整形形成外科	土浦市中央2-9-2	平成11年1月29日
つちうら東口クリニック	土浦市有明町2-31 関鉄土浦ビル4F	平成11年2月5日
医療法人社団 徳心会 パークシティクリニック	土浦市小岩田659-6	平成10年10月1日
いこい調剤薬局	つくば市上横場2365-8	平成11年1月25日
三島屋薬局	つくば市館野270-2	平成11年1月13日
訪問看護ステーション涼風苑	竜ヶ崎市長原塚町3689	平成11年2月1日

(辞 退)

名 称	住 所	指定年月日
パークシティクリニック	土浦市永国1131-1	平成10年9月30日
あおば薬局	ひたちなか市青葉町16-10-5	平成11年1月19日

茨城県告示第221号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的と所在場所

次の表の左欄に掲げる告示で定めるところによる。

2 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件は、同表左欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄に掲げる字句を同表右欄に掲げる字句に改めたものとする。

官報告示番号	変 更 前	変 更 後
昭和44年3月31日 農林省告示第396号 同	多賀地域森林計画 八溝地域森林計画	当該立木所在する市 町村に係る市町村森 林整備計画
昭和44年8月27日 農林省告示第1272号	多賀地域森林計画	
昭和46年3月26日 農林省告示第605号 同	八溝地域森林計画 多賀地域森林計画	
昭和46年10月8日 農林省告示第1669号 同	八溝地域森林計画 水戸鹿行地域森林計画	
昭和48年11月20日 農林省告示第2179号	霞ヶ浦地域森林計画	

~~~~~  
茨城県告示第222号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 起業者の名称

土浦市

## 2 事業の種類

土浦市老人福祉センター「湖畔荘」敷地拡張事業

## 3 起 業 地

## (1) 収用の部分

茨城県土浦市田村町字吉池地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

土浦市役所  
~~~~~

茨城県告示第223号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称
谷和原村
- 2 事業の種類
下小目地区農業集落排水処理施設整備事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収用の部分
茨城県筑波郡谷和原村大字下小目字下小目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
谷和原村役場

茨城県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成11年 3 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 水戸神栖線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市笠原町978番 8 地先から	旧	メートル —	メートル —	
水戸市笠原町978番 8 地先まで	新	最大 35.0 最小 21.0	780	一部区域編入

茨城県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成11年 3 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 内原塩崎線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡内原町大字高田 字後原187番2地先から	旧	メートル 最大 17.2 最小 6.6	メートル 265	
東茨城郡内原町大字高田 字後原197番3地先まで	新	最大 44.0 最小 19.1	265	現道拡幅
東茨城郡内原町大字高田 字後原197番3地先から	旧	最大 21.5 最小 3.5	5,240	
東茨城郡茨城町大字前田 字延作946番地先まで	新	最大 21.5 最小 3.5 最大 48.0 最小 19.0	5,240 4,740	バイパス の 新 設
東茨城郡茨城町大字前田 字延作946番地先から	旧	最大 50.0 最小 5.0	525	
東茨城郡茨城町大字前田 字谷田内542番1地先まで	新	最大 50.0 最小 19.9	525	現道拡幅

茨城県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成11年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 つくば野田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡谷和原村大字西櫓戸 字西の脇2045番2地先から	旧	メートル 最大 24.0 最小 12.0	メートル 295	
筑波郡谷和原村大字西櫓戸 字天王原2077番1地先まで	新	最大 24.0 最小 12.0 最大 25.7 最小 13.0	295 310	迂回路設置

茨城県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成11年3月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 水戸神栖線
- 2 供用開始の区間 水戸市笠原町978番 1 地先から
水戸市米沢町127番 1 地先まで
水戸市千波町1926番 7 地先から
水戸市笠原町1532番11地先まで
水戸市笠原町978番 8 地先から
水戸市笠原町978番 8 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 3 月 23日

茨城県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成11年 3 月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 筑波郡谷和原村大字西櫛戸字西の脇2045番 2 地先から
筑波郡谷和原村大字西櫛戸字天王原2077番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成11年 3 月 4 日

茨城県告示第229号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。
なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。
平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 河川の名称 那珂川水系一級河川北ノ根川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成11年 3 月 4 日
- 3 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
西茨城郡七会村大字小勝字長峯1638番 6	土 地	357.34㎡

- 4 河川法施行法（昭和39年法律第168号）の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第 71号）第44条ただし書きの規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から 3 月以内に下付の申請をしなければならない。

茨城県告示第230号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、富士久保土地区画整理組合の事業計画の

変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成 11 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 富士久保土地区画整理組合
 事務所の所在地 牛久市中央三丁目 15 番地 1 牛久市役所内
 施 行 地 区 牛久市牛久町字藤窪の一部
 牛久市城中町字藤ノ窪の一部
 施 行 期 間 自 平成 7 年 12 月 28 日
 至 平成 12 年 3 月 31 日
 設立認可の年月日 平成 7 年 12 月 28 日
 2 変更認可の年月日 平成 11 年 3 月 4 日

茨城県告示第 231 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第 63 条第 2 項で準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成 11 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

龍ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和 63 年茨城県告示第 705 号
 竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業
 3・5・30 号 佐貫 1 号線

3 事業施行期間

昭和 63 年 5 月 12 日から
 平成 12 年 3 月 31 日まで

4 事業地

収用の部分
 変更なし

茨城県告示第 232 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第 63 条第 2 項で準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のように告示する。

平成 11 年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

龍ヶ崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成 4 年茨城県告示第 1019 号

竜ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・5・6 昭和通り線

3 事業施行期間

平成4年8月13日から

平成13年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

茨城県告示第233号

茨城県那珂郡東海村に事務所を置く東海環土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条17項の規定により公示する。

平成11年3月4日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東海村大字石神外宿1133番地	理 事	石 橋 定 夫	
〃 石神外宿853番地	〃	黒 澤 修 一	
〃 石神内宿1489番地	〃	深 谷 安 男	
〃 石神内宿2196番地2	〃	村 上 吉 重	
〃 竹瓦338番地1	〃	根 本 四 郎	
〃 白方1475番地	〃	永 井 一 郎	
〃 豊岡1574番地	〃	川 崎 融	
〃 豊岡450番地	〃	橋 本 直	
〃 亀下485番地	〃	佐 藤 利 彦	
日立市留町101番地1	〃	川 崎 隆 正	
東海村大字船場233番地2	〃	後 藤 勝 行	
〃 村松70番地	監 事	大 内 松 男	
〃 舟石川613番地25	〃	寺 門 喜久雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東海村大字石神外宿1133番地	理 事	石 橋 定 夫	
〃 石神外宿244番地	〃	照 沼 一	
〃 石神内宿1489番地	〃	深 谷 安 男	
〃 石神内宿2196番地2	〃	村 上 吉 重	
〃 竹瓦301番地	〃	根 本 利 隆	
〃 白方1475番地	〃	永 井 一 郎	
〃 豊岡1558番地2	〃	川 崎 勇	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東海村大字豊岡450番地	理 事	橋 本 直	
“ 亀下485番地	“	佐 藤 利 彦	
日立市留町44番地 1	“	川 崎 勝 男	
ひたちなか市大字勝倉2906番地の21	“	照 山 忠	
東海村大字村松70番地	監 事	大 内 松 男	
“ 舟石川818番地 5	“	河 野 雅 史	

茨城県告示第234号

行方郡麻生町富田198番地に事務所を置く麻生北部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県銚田土地改良事務所長 栗 原 宏 之

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高1815番地 2	理 事	栗 又 宏 三	
“ 新宮745番地	“	藤 崎 榮	
“ 井貝646番地	“	宮 内 正 義	
“ 青沼720番地	“	横 山 喜 延	
“ 蔵川446番地	“	須 賀 芳 久	
“ 青沼616番地 4	“	羽 生 日 出 夫	
“ 杉平254番地 1	“	高 柳 一 男	
“ 小牧485番地	“	水 谷 英 雄	
“ 小牧498番地 1	“	宮 内 昭 三	
“ 蔵川417番地	“	倉 河 延 尚	
“ 四鹿11番地	“	根 本 公 一	
“ 小高1405番地 1	“	梅 原 宗 惠	
“ 四鹿595番地	“	久 保 田 國 男	
“ 四鹿633番地	“	菅 谷 高 男	
“ 井貝609番地	“	前 川 太 門	
“ 蔵川665番地	監 事	奈 良 崎 善 昭	
“ 板峰131番地	“	額 賀 喜 一	
“ 四鹿551番地 3	“	内 田 一 郎	
“ 井貝353番地 2	“	角 口 新	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字小高1815番地 2	理 事	栗 又 宏 三	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字新宮745番地	理 事	藤 崎 榮	
” 井貝646番地	”	宮 内 正 義	
” 青沼720番地	”	横 山 喜 延	
” 青沼616番地 4	”	羽 生 日 出 夫	
” 蔵川446番地	”	須 賀 芳 久	
” 小牧485番地	”	水 谷 英 雄	
” 杉平254番地 1	”	高 柳 一 男	
” 四鹿11番地	”	根 本 公 一	
” 四鹿633番地	”	菅 谷 高 男	
” 四鹿595番地	”	久 保 田 國 男	
” 井貝609番地	”	前 川 太 門	
” 小高1405番地 1	”	梅 原 宗 恵	
” 白浜1070番地	”	永 作 武	
” 小牧954番地	”	高 柳 義 道	
” 蔵川665番地	監 事	奈 良 崎 善 昭	
” 板峰131番地	”	額 賀 喜 一	
” 井貝353番地 2	”	角 口 新	
” 青沼718番地	”	横 山 正	

茨城県告示第235号

茨城県那珂郡大宮町1467番地の 2 に事務所を置く岩崎江堰土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条17項の規定により公示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 雨 沢 誠

退 任

住 所	職 名	氏 名
那珂郡大宮町376番地の 1	理 事	鈴 木 徳 一

茨城県告示第236号

平成10年11月18日付けで川西南部土地改良区理事長飯ヶ谷清四郎から認可申請のあった川西南部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成11年 2 月 9 日認可した。

平成11年 3 月 4 日

茨城県下館土地改良事務所長 木 澤 英 雄

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 6 号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項及び第14条の2第2項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県公安委員会委員長 篠 原 健 治

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 6 1 8	水戸88 に8846	ニッサン11年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
3 6 1 9	水戸88 せ6909	〃	公 益 応 急 作 業 用	茨 城 県

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2 4 5 3	水戸88 せ3774	ニッサン3年式	公 益 応 急 作 業 用	茨 城 県

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 6 2 0	水戸88 せ6909	ニッサン11年式	道 路 維 持 作 業 用	茨 城 県

4 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
2 4 5 4	水戸88 せ3774	ニッサン3年式	道 路 維 持 作 業 用	茨 城 県

公 告

●平成11年度技能検定(全期の3級, 基礎1級及び基礎2級)実施公示

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成11年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施する職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

実施する検定職種

さく井

パーカッション式さく井工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

ロータリー式さく井工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

鑄造

鑄鉄鑄物鑄造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

銅合金鑄物鑄造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

軽合金鑄物鑄造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

鍛造

ハンマ型鍛造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

プレス型鍛造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

機械加工

普通旋盤作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

フライス盤作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

金属プレス加工

金属プレス作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

鉄工

構造物鉄工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

建築板金

ダクト板金作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

工場板金

機械板金作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

めっき

電気めっき作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

溶融亜鉛めっき作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

アルミニウム陽極酸化処理

陽極酸化処理作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

仕上げ

治工具仕上げ作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

金型仕上げ作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

機械組立仕上げ作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

機械検査

機械検査作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

ダイカスト

ホットチャンバダイカスト作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

コールドチャンバダイカスト作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

プラスチック成形

プラスチック成形作業 (全期 3)

圧縮成型作業 (基礎 1, 基礎 2)

射出成型作業 (基礎 1, 基礎 2)

機械保全

機械系保全作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

電子機器組立て

電子機器組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

電気機器組立て

回転電機組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

変圧器組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

配電盤・制御盤組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

閉開制御器具組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

回転電機巻線製作作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

冷凍空気調和機器施工

冷凍空気調和機器施工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

染色

糸浸染作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

ニット製品製造

丸編みニット製造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

靴下製造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

婦人子供服製造

婦人子供既製服縫製作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

紳士服製造

紳士既製服縫製作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

帆布製品製造

帆布製品製造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

布はく縫製

ワイシャツ製造作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

家具製作

家具手加工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

建具製作

木製建具手加工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

印刷

オフセット印刷作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

製本

書籍製本作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

雑誌製本作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

事務用品類製本作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

防水施工

シーリング防水工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

インフレーション成形作業 (基礎 1, 基礎 2)
 強化プラスチック成形
 手積み積層成形作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 石材施工
 石材加工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 石張り作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造
 ハム・ソーセイジ・ベーコン製作用業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 水産練り製品製造
 かまぼこ製品製作用業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 建築大工
 大工工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 かわらぶき
 かわらぶき作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 とび
 とび作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 左官
 左官作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 タイル張り
 タイル張り作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 配管
 建築配管作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 プラント配管作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 型枠施工
 型枠工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鉄筋施工
 鉄筋組立て作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)

内装仕上げ施工
 プラスチック系床仕上げ工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 カーペット系床仕上げ工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鋼製下地工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ボード仕上げ工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 カーテン工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 熱絶縁施工
 保温保冷工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 サッシ施工
 ビル用サッシ施工作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 ウェルポイント施工
 ウェルポイント工事作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 表装
 壁装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 塗装
 建築塗装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 金属塗装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 鋼橋塗装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 噴霧塗装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 工業包装
 工業包装作業 (全期 3, 基礎 1, 基礎 2)
 以上 49 職種 76 作業

注 1 : () 内の全期 3, 基礎 1, 基礎 2 は各々全期の 3 級, 基礎 1 級, 基礎 2 級実施職種及び作業を指す。

注 2 : 全期の 3 級の受検については, 受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受検することができるものとする。

2 技能検定試験の手数料, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

実技試験の手数料は, 検定職種ごとに次のとおりです。

全期の 3 級 (在校生を除く), 基礎 1 級及び基礎 2 級

検 定 職 種	手 数 料
さく井	15,400円
鑄造	

検 定 職 種	手 数 料
鍛造	15,400円
機械加工	
金属プレス加工	13,400円
鉄工	
建築板金	15,400円
工場板金	
めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	
仕上げ	
機械検査	11,200円
ダイカスト	13,400円
機械保全	15,400円
電子機器組立て	
電気機器組立て	
冷凍空気調和機器施工	14,500円
染色	
ニット製品製造	15,400円
婦人子供服製造	11,200円
紳士服製造	13,400円
帆布製品製造	15,400円
布はく縫製	
家具製作	
建具製作	
印刷	
製本	
プラスチック成形	
強化プラスチック成形	
石材施工	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14,500円
水産練り製品製造	15,400円
建築大工	13,400円
かわらぶき	15,400円
とび	14,500円
左官	13,400円
タイル張り	
配管	
型枠施工	15,400円
鉄筋施工	13,400円

検 定 職 種	手 数 料
コンクリート圧送施工	14,500円
防水施工	15,400円
内装仕上げ施工	
熱絶縁施工	
サッシ施工	
ウエルポイント施工	
表装	
塗装	13,400円
工業包装	14,500円

全期の 3 級 (在校生に限る)

検 定 職 種	手 数 料
さく井	10,000円
鋳造	
鍛造	
機械加工	
金属プレス加工	8,900円
鉄工	10,000円
建築板金	
工場板金	
めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	
仕上げ	7,500円
機械検査	
ダイカスト	8,900円
機械保全	10,000円
電子機器組立て	
電気機器組立て	
冷凍空気調和機器施工	9,700円
染色	10,000円
ニット製品製造	
婦人子供服製造	
紳士服製造	
帆布製品製造	
布はく縫製	
家具製作	
建具製作	
印刷	

検 定 職 種	手 数 料
製本	
プラスチック成形	
強化プラスチック成形	
石材施工	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	9,700円
水産練り製品製造	10,000円
建築大工	8,900円
かわらぶき	10,000円
とび	9,700円
左官	8,900円
タイル張り	
配管	
型枠施工	10,000円
鉄筋施工	8,900円
コンクリート圧送施工	9,700円
防水施工	10,000円
内装仕上げ施工	
熱絶縁施工	
サッシ施工	
ウエルポイント施工	10,000円
表装	
塗装	8,900円
工業包装	9,700円

注：在校生の範囲は「職種別技能検定手数料準則」中の3級の受検者に係る在校生の範囲等について」（平成9年2月28日付け技発第7号）に規定された者とする。

イ 実施期日

実技試験は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表します。（ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表いたしません。）

(2) 学科試験

ア 手数料 3,000円

イ 実施期日

学科試験は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住 所 〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 (産業会館12F)

電 話 029-221-8647

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙は、茨城県職業能力開発協会に交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒 (あて先を記入し、130円切手をはったもの) を同封して下さい。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書して下さい。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記 3 の(1)アに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,000円) を申請書に添えて納付して下さい。

5 合格の発表等

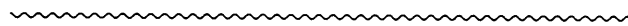
(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書の交付

全期の 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定合格者は、茨城県知事名の合格証書が交付されます。

6 全期の 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度にかかる研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものです。なお、不明な点については、茨城県商工労働部職業能力開発課 (電話) 029-221-8111 内線 3433 又は茨城県職業能力開発協会 (電話) 029-221-8647 に問い合わせして下さい。



●平成11年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施する職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は下表のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

実施する検定職種

園芸装飾

室内園芸装飾作業 (1, 2)

造園

ダイカスト

コールドチャンバダイカスト作業 (1, 2)

電子機器組立て

実施する検定職種

造園工事作業(1, 2, 3)

金属熱処理

一般熱処理作業(1, 2)

機械加工

普通旋盤作業(1, 2, 3)

フライス盤作業(1, 2)

平面研削盤作業(1, 2)

円筒研削盤作業(1, 2)

心無し研削盤作業(1, 2)

ホブ盤作業(1, 2)

数値制御旋盤作業(1, 2)

数値制御フライス盤作業(1, 2)

マシニングセンタ作業(1, 2)

精密器具製作作業(1, 2)

放電加工

形彫り放電加工作業(1, 2)

数値制御形彫り放電加工作業(1, 2)

ワイヤ放電加工作業(1, 2)

金属プレス加工

金属プレス作業(1, 2)

鉄工

製缶作業(1, 2)

構造物鉄工作業(1, 2)

建築板金

内外装板金作業(1, 2)

ダクト板金作業(1, 2)

めっき

電気めっき作業(1, 2)

仕上げ

治工具仕上げ作業(1, 2)

金型仕上げ作業(1, 2)

機械組立仕上げ作業(1, 2)

切削工具研削

工作機械用切削工具研削(1, 2)

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業(1, 2)

鋼製下地工事作業(1, 2)

ボード仕上げ工事作業(1, 2)

熱絶縁施工

電子機器組立て作業(1, 2)

電気機器組立て

変圧器組立て作業(1, 2)

配電盤・制御盤組立て作業(1, 2)

開閉制御器具組立て作業(1, 2)

回転電機巻線製作作業(1, 2)

光学機器製造

光学ガラス研磨作業(1, 2)

建設機械整備

建設機械整備作業(1, 2)

家具製作

家具手加工作業(1, 2)

建具製作

木製建具手加工作業(1, 2)

木製建具機械加工作業(1, 2)

印刷

オフセット印刷作業(1, 2)

プラスチック成形

射出成形作業(1, 2)

とび

とび作業(1, 2)

左官

左官作業(1, 2)

築炉

築炉作業(1, 2)

タイル張り

タイル張り作業(1, 2)

畳製作

畳製作作業(1, 2)

防水施工

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業(1, 2)

アクリルゴム系塗膜防水工事作業(1, 2)

シーリング防水工事作業(1, 2)

塗装

建築塗装作業(1, 2)

金属塗装作業(1, 2)

フラワー装飾

フラワー装飾作業(1, 2)

路面標示施工

保温保冷工事作業 (1, 2)
 サッシ施工
 ビル用サッシ施工作業 (1, 2)
 化学分析
 化学分析作業 (1, 2)
 表装
 表具作業 (1, 2)
 壁装作業 (1, 2)

溶融ペイントハンドマーカ工事作業 (単一)
 和裁
 和服製作作業 (3)
 以上35職種60作業

注:()内の1, 2, 3, 単一は各々, 1級, 2級, 3級又は単一等級実施職種及び作業を指す。

2 技能検定試験の手数料, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料 実技試験の手数料は, 次のとおりです。

1級, 2級, 3級 (在校生を除く) 及び単一等級

検 定 職 種	作 業	手 数 料
園芸装飾	室内園芸装飾	15,400円
造園	造園工事作業	14,500円
金属熱処理	一般熱処理作業	15,400円
機械加工	普通旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	心無し研削盤作業	
	ホブ盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	マシニングセンタ作業	
精密器具製作作業		
放電加工	形彫り放電加工作業	
	数値制御形彫り放電加工作業	
	ワイヤ放電加工作業	
金属プレス加工	金属プレス作業	13,400円
鉄工	製缶作業	
	構造物鉄工作業	
建築板金	内外装板金作業	15,400円
	ダクト板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	治工具仕上げ作業	
	金型仕上げ作業	
	機械組立仕上げ作業	

検 定 職 種	作 業	手 数 料
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業	13,400円
電子機器組立て	電子機器組立て作業	15,400円
電気機器組立て	変圧器組立て作業	
	配電盤・制御盤組立て作業	
	開閉制御器具組立て作業	
回転電機巻線製作作業		
光学機器製造	光学ガラス研磨作業	
建設機械整備	建設機械整備作業	13,400円
家具製作	家具手加工作業	15,400円
建具製作	木製建具手加工作業	
	木製建具機械加工作業	
印刷	オフセット印刷作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
とび	とび作業	14,500円
左官	左官作業	13,400円
築炉	築炉作業	14,500円
タイル張り	タイル張り作業	13,400円
畳製作	畳製作作業	15,400円
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業	
	シーリング防水工事作業	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
化学分析	化学分析作業	
表装	表具作業	
	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	13,400円
	金属塗装作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	15,400円
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー作業	
和裁	和服製作作業	10,000円

3 級 (在校生に限る)

検 定 職 種	作 業	手 数 料
造園	造園工事作業	9,700円
機械加工	普通旋盤作業	10,000円
和裁	和服製作作業	6,700円

注：在校生の範囲は「職種別技能検定手数料準則」中の3級の受検者に係る在校生の範囲等について（平成9年2月28日付け技発第7号）に規定された者とする。

イ 実施期日

実技試験は、平成11年6月7日（月）から平成10年9月5日（日）までの間において別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ茨城県職業能力開発課及び茨城県職業能力開発協会に掲示するとともに、受験申請者あて送付します。（ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表いたしません。）

掲示による公表は、平成11年5月28日（金）より行います。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,000円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりです。

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
金属熱処理（一般熱処理作業） 金属プレス加工（金属プレス作業） 光学機器製造（光学ガラス研磨作業） プラスチック成形（射出成形作業） とび（とび作業） 築炉（築炉作業） 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業， アクリルゴム系塗膜防水工事作業， シーリング防水工事作業） 化学分析（化学分析作業） 塗装（建築塗装作業， 金属塗装作業） 和裁和服製作作業） サッシ施行（ビル用サッシ施工）	平成11年 8月22日（日）
造園（造園工事作業） 機械加工（普通旋盤作業， フライス盤作業， 平面研削盤作業， 円筒研削盤作業， 心無し研削盤作業， ホブ盤作業， 数値制御旋盤作業， 数値制御フライス盤作業， マシニングセンタ作業， 精密器具製作作業） 鉄工（製缶作業， 構造物鉄工作業） めっき（電気めっき作業） ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業） 電子機器組立て（電子機器組立て作業） 建設機械整備（建設機械整備作業） 家具製作（家具手加工作業） 建具製作（木製建具手加工作業， 木製建具機械加工作業） 印刷（オフセット印刷作業） 左官（左官作業） 畳製作（畳製作作業） 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業， 鋼製下地工事作業， ボード仕上げ工事作業）	平成11年 8月29日（日）

検 定 職 種 (作 業)	実 施 期 日
園芸装飾(室内園芸装飾) 放電加工(形彫り放電加工作業, 数値制御形彫り放電加工作業, ワイヤ放電加工作業) 建築板金(内外装板金作業, ダクト板金作業) 仕上げ(治工具仕上げ作業, 金型仕上げ作業, 機械組立仕上げ作業) 切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業) 電気機器組立て(変圧器組立て作業, 配電盤・制御盤組立て作業, 開閉制御器具組立て作業, 回転電機巻線製作作業) タイル張り(タイル張り作業) 熱絶縁施工(保温保冷工事作業) 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー作業) 表装(表具作業, 壁装作業) フラワー装飾(フラワー装飾作業)	平成11年 9月5日(日)

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は, その資格を有する書面

ウ 実技試験を在校生として受験する場合は, 在校生であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35(産業会館12F)

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

平成11年4月5日(月)から4月19日(月)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は, 茨城県職業能力開発協会で作成し、交付します。

なお, 申請書の用紙の郵送を求める場合は, 封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし, 返信用封筒(あて先を記入し, 130円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合, 書留郵便とし, 封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお, 試験免除を受けようとするときは, その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は, 受付期間内の消印のあるものに限り, 受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は, 1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記2の(1)アに定められた額)及び学科試験手数料の額(3,000円)を申請書に添えて納付してください。

なお, 実技試験又は学科試験が免除される場合, 当該試験に係る手数料の納付を要しません。

また, 受検申請を受け付けた後は, 申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

5 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は, 平成11年10月5日(火)の県報で公示します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会が平成11年10月5日(火)に書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書の交付

1 級及び単一等級の技能検定の合格者は労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者は茨城県知事名の合格証書が交付されます。

また、このほか労働大臣から、技能検定の合格者には、合格した等級の技能士章が交付されます。

6 その他

(1) 技能五輪茨城県大会については、技能検定 2 級試験に準じて、次の職種について、茨城県職業能力開発協会が行います。

普通旋盤、フライス盤、精密機具製作、構造物鉄工、金型仕上げ、機械組立仕上げ、電子機器組立て、配電盤・制御盤組立て、左官

(2) 技能五輪茨城県大会の参加資格は、昭和53年1月1日以降に生まれた者。

(3) 技能検定実技試験及び技能五輪茨城県大会を茨城県技能競技大会と併称し、この大会の成績優秀者に対しては、賞状を授与します。

(4) 技能検定及び技能五輪茨城県大会についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課(電話)029-221-8111内線3433 又は、茨城県職業能力開発協会(電話)029-221-8647 に問い合わせください。

◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成11年3月4日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字大山字半名山1740番17, 1740番18, 1740番45

2 事業主の住所及び氏名

古河市松並二丁目6番30号

株式会社 小林製作所

代表取締役 小 林 敏 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字岩井字屋敷付4339番2, 4339番3, 4339番4

2 事業主の住所及び氏名

下館市大字一本松1755番地2

関彰商事 株式会社

代表取締役 関 正 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字上出島字南原1217番6, 同番7, 同番8, 同番25, 同番67, 同番69

2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字上出島1217番地の5

小 島 克 久
小 島 弘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市若柴町字宿畑1418番, 1420番から1421番まで, 1423番から1425番まで, 1426番1の一部, 1428番の一部, 1429番1の一部, 1430番1の一部, 1433番, 1435番1, 同番2, 1436番4, 1437番3, 1448番2, 1451番1, 1452番2, 1512番2, 686番の一部

2 事業主の住所及び氏名

龍ヶ崎市若柴町1451番1
宗教法人 信教正覚山正信寺
代表役員 松 原 圓 山

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡波崎町大字太田字宝山2891番30, 同番31, 同番32, 同番33

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町8213番地
株式会社 藤村
代表取締役 藤 邨 卯之助

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成11年 3 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
西総建指令 第 143号	平成11年 2 月25日	増田陽一郎	結城郡石下町大字 馬場407番地の 1	結城郡石下町大字馬場 字屋敷407番 5, 408番 4	メートル 6.50	メートル 6.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は線下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)